

令和4年第6回

北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月30日(木) 午後1時35分から午後2時05分
2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室
3. 出席委員 (11人)
 - 11番 水谷 茂樹 (会 長) 7番 善岡 浩樹 (会長代理)
 - 1番 松田 力 2番 中村 広治 3番 北清 裕邦
 - 4番 植松 春雄 5番 澤田 正人 6番 藤崎 正雄
 - 8番 川瀬 崇 9番 川島 史伸 10番 高田 秋光
4. 欠席委員 (0人)
5. 議事日程
 - 第 1 会議録署名委員の選出 植松 春雄 澤田 正人
 - 第 2 会議書記の指名 川本局長、滝上推進員、手嶋主事
 - 第 3 農政報告 参 与 續木課長
 - 第 4 会務報告 事務局 川本局長
 - 第 5 議事参与の制限 なし
 - 第 6 報告第14号 農業者年金 (旧制度・老齢年金) 裁定請求の進達について
 - 第 7 報告第15号 農業者年金 (新制度・老齢年金) 裁定請求の進達について
 - 第 8 議案第16号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
 - 第 9 議案第17号 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による要請について
 - 第10 議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第11 議案第19号 現況証明書の交付について
6. 農業委員会事務局職員
川本弥生事務局長・滝上和昭農地推進員・手嶋啓太主事
7. 参与
續木敬子産業課長

事務局長(川本)	<p>只今から、令和4年第6回農業委員会を開会します。</p> <p>本日は、北清委員より遅れるとの連絡がありました。ただいま10名の委員が出席で、会議規則第6条の規程により会議が成立しておりますので報告いたします。</p> <p>それでは、水谷会長より挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長 (水谷)	<p>まもなく1年の半分が終わります。状況は良くなってはきていません。年末に何かしらの救済措置が出るかと思えますし、そうならないと農家も大変な年になりそうです。豊作になって何か良いことがあれば良いなと思っています。今日は農地パトロールもありますが、水田利活用の関係で畦がない判断をどうしたら良いのか、どんなところが畑地化されるのか等を中心に回りますので今後の対策に利用して頂きたいと思えます。よろしくお願ひします。</p>
議 長 (会長)	<p>これより令和4年 第6回農業委員会総会を開会致します。</p>
議 長	<p>日程第1 署名委員の選出について 植松委員・澤田委員にお願い致します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名について 会議書記には、川本事務局長 滝上農地推進員 手嶋主事 を配置いたします。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告 續木産業課長よりお願い申し上げます。</p>
参与 (續木)	<p>6月の農政報告をさせていただきます。果菜類の初出荷についてであります。ひまわりスイカが6月11日ひまわりメロンが6月18日にそれぞれ市場に出荷され、昨年同時期の出荷となっております。次に水田活用直接支払の見直しについてはお手元に6月に道からの資料をお配りしております。ただ、新しい内容についての記載はございません。今までのまとめた内容となっております。現在各再生協議会等の水張りを困難とする事項について、5ページにスケジュールにある中間取りまとめが終わりましたので、次頁以降まとめられたものが送られてきておりますのでご承知おき下さい。畑地化の早期着手は難しいとの事で、JAなど各農業関係団体で水田WGを行っております。新たな情報等がありましたら提示をさせていただきます。今年度実施されておりますリノベーション事業のように実需にあった品目への転換や産地化が求められてくることと思われます。最後に例年</p>

秋に実施の空知フェアについて新幹線工事の関係で7月に実施となっております。7月9日に北竜町も札幌どさんこプラザに出店致します。オータムも今年度は再開するとのことで出店を予定しておりますので経過については都度報告させていただきます。

以上農政報告と致しますが、町よりお知らせとしまして町の130周年記念行事として巡回ラジオ体操を8月8日にひまわりの里で実施することとなっております。応募が切が7月8日迄延長となっておりますので多くの皆様の参加をお待ちしております。町内無料巡回バスも予定しております。

議 長

日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。

事務局長

会務報告 4ページをお開き下さい。

【4ページ朗読】

議 長

日程第5 議事参与の制限について
議事参与の制限はありません。

それではこれより、報告2件、議案4件の審議に入ります。

議 長

日程第6 報告第14号 農業者年金(旧制度・老齢年金)裁定請求の進達について、日程第7 報告第15号 農業者年金(新制度・老齢年金)裁定請求の進達について関連がありますので、一括で説明願います。

事務局長

5ページをお開き下さい。

報告第14号 農業者年金(旧制度・老齢年金)裁定請求の進達について

平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により読み替えられて、なおその効力を有する者とされた旧法施行規則第26条の規定に基づき、別紙の者に係わる旧老齢者年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和4年6月30日提出

6ページをご覧下さい。

老齢年金番号 77

氏 名 三谷

生年月日 昭和32年5月17日
進達日 令和4年6月14日
年金加入期間 昭和63年12月1日～平成14年1月1日
満65歳到達による裁定請求です。

7ページをご覧ください。

報告第15号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について

独立行政法人農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、別紙の者に係る農業者老齢年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和4年6月30日提出

次のページをご覧ください。

老齢年金番号 141

氏名 三谷 XXXXXXXXXX

生年月日 昭和32年5月17日

進達日 令和4年6月14日

年金加入期間 平成14年1月1日～平成29年5月16日

満65歳到達による裁定請求です。

以上で報告を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

次に、日程第8 議案第16号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について、説明願います。

事務局長

9ページをお開き下さい。

議案第16号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

農地法第18条第6項の規定により、合意解約のあった、別紙の件について議決を求める。

令和4年6月30日提出

次のページをご覧ください。

番号 4-9 合意解約

貸主 三谷 [REDACTED]

借主 三谷 [REDACTED]

土地の所在は三谷1番地16 1筆で 現況で畑が1筆、
面積が 1,046㎡です。

資料1ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

日程第8 議案第16号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について承認されました。

議長

日程第9 議案第17号 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による要請について、説明願います。

事務局長

11ページをお開き下さい。

議案第17号 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による要請について

所有権移転に係るあっせん申出を別紙のとおり受理したが、利用権設定等が早期には困難であるため、北海道農業公社による買入協議を北竜町に要請することについて議決を求める。

令和4年6月30日提出

次のページをご覧ください。

申請者は、和49番地13 [REDACTED] さんです。

土地の所在については、和44番地2外26筆で、全て田となっております。

り、面積が120,329㎡です。

買い入れ協議は、土地のあっせん調整がつかず、地域の担い手に集積するのに時間を要すると判断し、農地中間管理機構に買い入れ協議が必要と判断するものであります。

なお、通常は、譲渡所得税控除は800万円ですが、買い入れ協議は1,500万円の控除があります。

以上で説明を終わります。

議長

質疑等ございませんか。

委員

【質疑等なし】

議長

質疑等が有りませんので、採決をいたします。
承認される方は、挙手を願います。

委員

【全員挙手】

議長

日程第9 議案第17号 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による要請について原案通り可決します。

日程第10 議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について最初に4-売-13から説明願います。

事務局長

13ページをご覧ください。

議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和4年6月30日提出

次のページをご覧ください。

番号 4-売-13

利用権の設定を受ける者 和

利用権の設定する者 札幌市 北海道農業公社
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
旧所有者は[]さんです。
所有権の移転内容は、売買です。
移転時期は、令和4年7月1日です。
対価の支払期限は、令和4年9月30日です。
売買価格は、9,403,000円です。
土地の所在は、和63番地1 外2筆、
田が3筆で 面積は33,528㎡となっております。
資料の2ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号4-売-13承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号 4-売-13について承認いたします。
次に番号 4-売-14について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 4-売-14
利用権の設定を受ける者 板谷 []
利用権の設定する者 札幌市 北海道農業公社
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
旧所有者は[]さんから相続を受けた[]さんです。
所有権の移転内容は、売買です。
移転時期は、令和4年7月1日です。
対価の支払期限は、令和4年10月31日です。
売買価格は、5,070,000円です。
土地の所在は、板谷93番地1 外2筆、
田が3筆で 面積は18,140㎡となっております。

資料の3ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。
番号4-売-14承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 4-売-14について承認いたします。
次に番号 4-売-15について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 4-売-15
利用権の設定を受ける者 碧 水 [REDACTED]
利用権の設定する者 札幌市 北海道農業公社
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
旧所有者は[REDACTED]さんから相続を受けた[REDACTED]さんです。
所有権の移転内容は、売買です。
移転時期は、令和4年7月1日です。
対価の支払期限は、令和4年10月31日です。
売買価格は、9,880,000円です。
土地の所在は、碧水128番地2 外8筆、
田が9筆で 面積は40,481㎡となっております。
資料の4ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号4-売-15承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号 4-売-15について承認いたします。
次に番号 4-売-16について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 4-売-16
利用権の設定を受ける者 三谷 [REDACTED]
利用権の設定する者 札幌市 北海道農業公社
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
旧所有者は [REDACTED] さんから相続を受けた [REDACTED] さんです。
所有権の移転内容は、売買です。
移転時期は、令和4年7月1日です。
対価の支払期限は、令和4年7月31日です。
売買価格は、8,000円です。
土地改良区の管理道路とするため、一部売り渡しを受けるものです。
土地の所在は、三谷93番地27 1筆、
田が1筆で 面積は87㎡となっております。
資料の5ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号4-売-16承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号 4-売-16 について承認いたします。
次に 4-賃-25 について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください
番号 4-賃-25
利用権の設定を受ける者 三谷 [REDACTED]
利用権の設定する者 三谷 [REDACTED]
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
賃貸期間は、令和4年7月1日から令和24年6月30日です。
借賃は、10,000円です。
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、三谷1番地16 1筆 で
畑が1筆で、面積 1,046㎡です。
資料の1ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号 4-賃-25 承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号 4-賃-25 について、承認されました。
日程第10 議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定
による農用地利用集積計画の決定については承認といたします。

次に日程第11 議案第19号 現況証明書の交付について事務局より説明願います。

事務局長

19ページをご覧ください。
議案第19号 現況証明書の交付について

現況証明書の交付願いがあったので、適否について審議する。

令和4年6月30日提出

20ページをご覧ください。

届出人 三谷 XXXXXXXXXX

土地の所在は、三谷51番地1 宅地1筆 です。

証明理由は、地目変更登記申請をするものです。

資料11ページに位置図としての航空写真と現況写真を添付しております。

以上で説明を終わります。

議 長

このことについて、質疑等ございますか。

委 員

【質疑等なし】

議 長

採決いたします。承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

日程第11 議案第19号 現況証明書の交付については承認と致します。

以上で第6回農業委員会総会を終了致します。